

官報

号外

平成十六年四月二十日

○第百五十九回国 衆議院會議録 第二十五号

平成十六年四月二十日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

川口外務大臣のイラクにおける邦人人質事件等
についての発言及び質疑
景観法案(内閣提出)、景観法の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及び
都市緑地保全法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

國務大臣の発言(イラクにおける邦人人質事
件等について)

○議長(河野洋平君) 外務大臣から、イラクにお
ける邦人人質事件等について発言を求められてお
ります。これを許します。外務大臣川口順子君。
(國務大臣川口順子君登壇)

○國務大臣(川口順子君) 四月十五日、イラクで
人質となっていた今井紀明さん、郡山総一郎さ
ん、高遠菜穂子さんの三名が無事保護されたのに
続き、十七日、安田純平さん、渡邊修孝さんもバ
グダッド市内で無事保護されました。

今回の一連の事件に関し、八日、外務省にイラ
ク人質事件緊急対策本部を設置し、九日、内閣に
官房長官を本部長として在イラク邦人人質事件対
策本部が設置されました。また、十日午前、アン
マンに達沢副大臣を本部長とする現地対策本部を
設置し、現地における体制を強化しました。

政府としては、これら一連の事件の早期解決の
ために最大限の努力を行ってまいりました。その
ような努力の一環として、八日の三名の邦人が人
質となる事件の発生を受け、人質の安全かつ速や
かな解放を求めた私のビデオメッセージを収録
し、同メッセージは、十一日午前一時ごろ、ロイ
ター及びAPTNにより全世界に向けて配信され
ました。また、イラクの関係者を初め関係国政府

等、関係各方面への働きかけを行ってまいりまし
た。

十五日に二名の邦人が拘束されたとの未確認情
報を受けた際にも、バグダッドの日本大使館やヨ
ルダンの現地対策本部に対し、事実関係の確認に
全力を挙げるべく指示を出し、あわせて、関係国
政府等に対して、情報提供等の協力を依頼しまし
た。

今般無事解放された方の御家族の方々に對し、
改めて心からのお喜びを申し上げるとともに、五
名の解放に御尽力された関係者の方々、イラクの
関係者の御尽力と世界各国からの御支援に、心か
らお礼を申し上げたいと思います。(拍手)

先に解放された三名の方々については、十六日
にイラクからアラブ首長国連邦のドバイに向け出
国し、同地にて健康診断等を受けた後、十八日
夜、関西空港経由で羽田空港に到着しました。

また、後に解放された二名の方々については、
十八日にバグダッドからヨルダンのアンマンに移
動し、モスクワを経由して、二十日午前に成田空
港に無事到着しました。

イラクの治安情勢は予断を許さぬ状況にあり、
政府としては、これまで退避勧告を発出する等、
累次の注意喚起を行った中で今回の事件が発生し
たことは、まことに遺憾です。今後とも、イラク
への渡航は、どのような目的であれ、絶対に控え
ることを強く勧告していききたいと思ひます。ま
た、海外に渡航する邦人の方には、みずからの安
全についてはみずから責任を持つとの自覚を持っ
てみずからの行動を律するよう、改めてお願いし
たいと思ひます。政府としても、海外における邦
人の安全確保のため、引き続き、可能な限りの努
力を継続していききたいと思ひます。

現在、依然として複数の第三国の方々がイラク
において拘束されていると承知しています。政府
としては、いかなる理由であれ、人質をとる行為
は許されざる犯罪と考えており、このような行為
については、今後とも、これに屈せず、毅然とし

て対応いたします。

イラクの早期復興のためには、秩序と治安の早
期回復、政治プロセスの円滑な進展が必要であ
り、引き続き、イラク人のイラク人によるイラク
人のための民主的な国家樹立に向けて、人道復興
支援の実施に努めていきたいと思ひます。
以上でございます。(拍手)

國務大臣の発言(イラクにおける邦人人質事
件等について)に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの発言に対して質
疑の通告があります。順次これを許します。藤田
幸久君。

(藤田幸久君登壇)

○藤田幸久君 民主党の藤田幸久です。

私は、四月八日の事件が発生した翌日に、民
主党の派遣でヨルダンに向かい、民主党の現地本
部を立ち上げました。そして、こうした事件が起
きた責任の一端は政府にあるものの、事件解決の
ためには政府に協力するという民主党の立場か
ら、独自の情報収集並びに支援活動を開始いたし
ました。その経験を踏まえて、民主党・無所属クラ
ブを代表して、質問させていただきます。(拍手)
今回、政府が速やかに達沢副大臣を中心とする
現地対策本部を立ち上げ、中東全域の在外公館を
総動員した危機管理対応は、これまでにないもの
で、一定の評価はするものです。

しかし、私は、今回、日本人五人全員を解放に
導いた最大の功労者は、宗教指導者からの働きか
けと、アルジャジーラ等の地元メディアを通して
日本人家族からの率直なアピール、そして、それ
にこたえたフルジャヤを中心とする地域住民の
皆さんのおかげだと確信をしております。これら
の方々には深く御礼を申し上げます。(拍手)

まず、人質受け入れで活躍したイスラム聖職者
協会ばかりでなく、各国のイスラム教の指導者が
犯人グループに対する説得を行っていました。例

えば、日本在住四十一年のイスラミックセンター・ジャパンのサリー・サマライ代表理事や、世界宗教者平和会議、WCRPの関係者、ヨルダンのアル・キラン元宗教大臣なども、イスラム聖職者協会と連携しながら活動しております。

これらの方々は、人質になった人々が英米占領当局と無関係な民間人であること、罪のない人を罰してはならないというコーランの教えを守るなどを訴えるとともに、バグダッドの多くのモスクに集めた食料品や医薬品などの物資をファルージャの支援に送っております。こうした行動が、人質グループを支えるファルージャの住民全体の信頼も得たものと思っております。

以下、今回の問題に関して、外務大臣並びに官房長官にお伺いをいたします。

今回、日本政府は、こうした多くのイスラム教関係者の行動を十分把握していなかったばかりか、感謝の意も不十分で、イスラム聖職者協会などの反発さえ買ってしまったと聞くのであります。彼らについて、どんな実態把握とアプローチを行っていたのか。今回の人質解放に至った経緯を見ても、また、イラクでイスラム聖職者が影響力を強めている様相を見ていることから、今後、こうした方々との関係強化にどんな努力を傾けていくつもりか、外務大臣に伺います。

今回の人質事件は、一週間で七百人近くが米軍に殺りくされた地域住民の抵抗運動、レジスタンスが背景にあることを、人質解放に協力してくれたクベイシ師が明言しています。したがって、小泉総理が犯行グループをテロリストと呼んだ際、犯行グループのみならず、ファルージャなどの住民の多くが、自分たちもテロリスト呼ばわりされた反発を感じておりました。

総理は、今でもテロリストと見ているのか、それとも、クベイシ師のように、米軍に対する抵抗活動の一環ととらえているのか、官房長官の見解を伺います。(拍手)

今回の日本人質の行動が稚拙で不注意であ

り、家族の言動も一部身勝手であったことは否めなと思います。しかし、帰国して感じることは、あれだけイラクなど多くの国々の人々が人質解放に協力してくれたのに比べ、日本における人質と家族に対するパッシングの強さです。

小泉総理に至っては、どれほど多くの人に迷惑をかけるかということも考えてほしいと発言しています。小泉総理としては、迷惑であったが解放に取り組んだというのでしょうか。英国人や韓国、フランス人等の人質も、皆迷惑な行為をしている人々という認識を小泉総理が持っておられるのか、官房長官の見解を伺います。(拍手)

もう一つ、日本ではやはり言葉は、自己責任という事です。

アメリカのパウエル国務長官は、人質の人々の自己責任を問う声があることについて、だれも危険を冒さなければ私たちは前進しない、よりよい目的のため、みずから危険を冒した日本人たちがいたことを私はうれしく思うと述べております。海外での危険に対する自己責任が問われるならば、サマワの自衛隊宿営地に攻撃などがされたら、政府は自己責任で撤退するということになると思われまふ。政府の見解と、政府の自己責任とは何か、官房長官に伺いたいと思います。(拍手)

今のイラクは、米軍が各地で同時多発的戦場を抱え、戦線が拡大する一方です。ファルージャやナジャフなどの戦場で明らかになったのは、今や、スンニ派、シーア派、バース党、反フセイングループも含めた反米感情が一挙に高まり、今や大同団結した全イラク国民対アメリカの戦いとなっています。これに、パレスチナやイランも含むアラブ世界全体の反米感情が加わっています。このイラクの戦況に対する政府の見解を官房長官に、また、中東全体での反米感情の高まりと、アメリカの孤立化の危険について外務大臣に伺います。(拍手)

この間、スペインばかりか、タイ、ニュージーランドなどによるイラクからの撤兵の動きなどが

高まっています。イラク全体が戦場と化している中、イラク特別措置法の定める非戦闘地域がもはや存在しないことは明白です。サマワが依然非戦闘地域であると強弁し続けるおつもりか、政府の見解を官房長官に伺います。(拍手)

ここに来て、ブッシュ米大統領は、国連主導のイラク政策に転換していく考えを示す発言をしています。小泉総理もブッシュ大統領に倣い、この一年余り、国連が日本を守ってくれるわけではないなどといった国連軽視の発言や対応をとってききましたが、昨日になって、米国の旗の下より、国連の旗の下すべての国がイラクの復興に力をかす方が、米国の善意も大義も理解されやすいという政策転換を示す発言をいたしました。

これは、民主党の主張してきた好ましい方向です。国連を守り立てていく姿勢を示すものです。しかし、国連主導というかけ声だけでなく、真にイラク人主導の政権に移行するには、イラク国内の各勢力が参画し、アラブ諸国やフランス、ドイツ、ロシアなどが実質的にかかる体制が不可欠と考えますが、官房長官及び外務大臣の明確な答弁を求めます。

最後に、イラクのほぼ全体が戦争状態にある中、人道援助が最も必要なのは、サマワではなく、現在被害が著しいファルージャなどにおける犠牲者です。イラクの人道復興支援というのであれば、依然数多くの負傷者を抱えるファルージャに対して、例えば、イスラム教指導者やヨルダン政府による医薬品の緊急提供などを行うべきではないでしょうか。それがイラクの国民の目に日本国民の善意をよく理解してもらえれば、人道援助であることを、長年NGOで援助活動に携わってきた経験も踏まえつつ、官房長官に質問して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇)
○国務大臣(川口順子君) イスラム聖職者との関係強化の必要性についてのお尋ねがございました。

そもそも、サダム・フセインの圧制下において、宗教指導者の活動は大きく制約を受けていたと承知をいたしております。フセイン政権崩壊後、イラクにおいては、宗派のいかなる間わず宗教指導者が市民の支持を得て、政治的、社会的役割を強めている例が少なくありません。我が国としては、かかる事情を踏まえて、さまざまな人脈の形成も含めてイラク情勢への対応を検討していく必要があると考えております。

なお、今回の邦人人質の解放に当たって、在イラク大使館がいかなる団体等と連絡、接触を持っていたかについて言及することは、現下のイラク情勢及び先方との関係等にかんがみ、差し控えたいと考えております。

同時に、イスラム聖職者協会の協力に関しては、私からも謝意をきちんと表したところでございます。

二番目に、中東全体での反米感情の高まりと米国の孤立化の危険性についてお尋ねがありました。中東諸国の中には、イラクのファルージャ侵攻や米イスラエル首脳会談の結果などに対し批判の声があると承知をいたしております。一方、中東全体の安定のためには、米国のリーダーシップは不可欠であります。我が国は、米国のリーダーシップを得つつ、できるだけ幅広い国際協調の輪をつくりながら中東全体の安定を図ることが重要であると考えております。

最後に、国連主導のもとでのイラク人による政権樹立に向けた取り組みについてお尋ねがございました。イラク人による民主的な政府の樹立に向けた政治プロセスにつきましては、我が国は、選挙等の分野で知見を有する国連の関与を確保しつつ、今後とも、イラク内の各派の間で幅広い合意を得ていくことが重要と考えておまして、従来より、あらゆる機会をとらえて国際協調の重要性を訴えてきております。

米国のみならず、イラク国内の各勢力やアラブ諸国、その他主要国がかかわる体制をつくることが重要であるということは論をまちません。我が国としては、新たな安保理決議が採択をされ、政治プロセスやイラク復興のための国際協調が一層強化されるということが有意義であると考えております。今後とも関係国と緊密に連携をとっていく考えであります。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 藤田議員にお答えします。

犯人グループをテロリストと見るのか、抵抗運動ではないかといった点について御質問がございました。

犯人グループの具体的動機が明らかではない以上、彼らをどう呼び、位置づけるかについて確定的に述べることは困難であります。

また、犯人グループが地元住民から広い協力や支持のもとで今回の事件を起こしたとは聞いておらず、証拠もございません。推測に基づいて犯人グループと地元の方々を一体であるのかのごとき説明をされることは適当とは思っておりません。

いずれにしても、一番重要なことは、いかなる理由であれ、今回のような無辜の民間の方々を拘束し、要求を突きつけるといったような行為は、我が国にとつて決して容認することはできないということであります。(拍手)

次に、人質の方たちが結果として内外の多くの人々に迷惑をかけたという発言があったということについて御質問がございました。

御質問の趣旨は、政府は迷惑であつたが解放に取り組んだということなのかということのようでございますが、これは全くの間違いでございます。論議の履き違えというように思っています。いかなる事情や状況であろうとも、海外にいる邦人を保護するため努力を行うということは政府の責務でございます。我々は、今回もそのために全力を尽くしております。

他方、今回事件に巻き込まれた五人については、昨年より三十回近く退避勧告や注意情報の出ているイラクに渡航し、拘束された結果、解放のために内外の多くの人に迷惑をかけたということをごさいます。

五人の方々が今回の事件をどう受けとめるかというところは、政府が救出のために努力をするというところは、全く別の次元の話であり、混同して語るのは、そのこと自身がおかしいというように思っています。(拍手)

それから、他国の人質の方々については、拘束された背景や事情が異なるものであり、比較して論ずることはできません。

次に、自衛隊の撤退についてのお尋ねがございました。

イラクにおける自衛隊の活動に当たっては、常に最新の現地情勢を把握するとともに、適切な警戒や予防のための措置をとり、政府としても隊員の安全確保に万全を期しているところでござい

ます。派遣の終了時期については、現地の政治・治安情勢を考慮しつつ、イラク人による国家再建の進展状況を総合的に踏まえて適切に判断してまいりますが、活動する場所や戦闘行為が行われるようになるなど、いわゆる非戦闘地域の要件を満たさない状況、これが生じた場合には、自衛隊は任務を終了することとなるものと考えております。

イラクの現状について御質問がございました。イラクの治安について、全般として、依然予断を許さない状況にあることは事実であります。国連決議に基づいて、多くの国々がイラクの復興と安定のために努力を行っております。その上で、イラク人によるイラク人のための民主的政府の樹立のために政治プロセスが進められようとい

ておるところでございます。

いく上で、さまざまな勢力間で意見が必ずしも一致しないところがございます。また、米軍など連合軍による統治に反発する勢力もあることから、治安がなかなか安定しない状況にあることも、これも事実でございます。

国連による関与を一層強めていくことが重要と考えますが、各国が今行っている復興、安定の努力を放棄してしまえば、イラクが破綻国家、無秩序な状態に陥つてしまうことは確実でございます。意見の食い違いを乗り越え、各国、各勢力が協力して、平和で安定したイラクをつくるために努力を続けるべきと考えます。批判だけをしていても、何も解決の道にはつながりません。(拍手)

次に、サマーワが非戦闘地域であるかとのお尋ねがございました。

サマーワを含むムサンナ県の治安は、イラク南部東部の中でも安定しておりますが、テロ等の可能性を否定することはできないと考えております。サマーワの情勢については、関係機関等とも連絡をとりつつ、常に最新の情報を収集しておりますが、現地の状況に関するこれまでの情報とあわせて総合的に判断すれば、現在においても、サマーワが非戦闘地域の要件を満たさなくなつたとは考えておりません。

次に、各国や各勢力が実質的にかかわる体制が不可欠ではないかという御質問がございました。まさに、国際社会が意見の違いを乗り越え、イラクの復興、安定のために一致協力して支援を行っていくことが重要と考えております。

しかし、そのためには、単に他国の批判をしていくだけでは問題は解決しません。お互いが相手の立場を思いながら協力強化のために努力するとともに、実際に一歩一歩イラク人のために具体的な支援を行っていくことが必要であり、我が国としてもできる限りの努力を行っているところでござい

ます。

最後に、フールージャに対する人道支援の必要性について御質問がございました。

フールージャを含め、イラクのどこにどのような支援を行うかということは、支援のニーズのみならず、治安の問題を含め、実際の支援の実現可能性や他の支援ニーズとの兼ね合いなどがあると思ひます。また、何よりも、イラクの人々に支援を行うことにより、イラクの復興と発展、ひいては平和と安定につながるということが重要であります。そのような意味でも、フールージャの停戦合意が成立し、地元の協力も得て、治安が今後回復することを期待いたしております。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、まず、無事解放された人質の皆さんと御家族の皆さんに心からお喜び申し上げます。

政府のイラク報告に関して質問します。(拍手) 今、イラク全土で、占領軍とイラク国民の衝突が広がっています。この極めて深刻な事態をつくり出しているのは、米軍によるイラク国民に対する鎮圧・掃討作戦ではないでしょうか。フールージャでは、米軍が町を包囲し、クラスター爆弾を使用し、モスクを空爆し、六百人以上の命を奪いました。罪のない市民、女性や子供たち、そして老人が犠牲になっているのです。

小泉総理は、治安悪化の原因が一部の武装勢力にあるかのように言いますが、米英による国際法違反の侵略戦争と不法な占領支配のもとで、国際人道法にも違反する無差別の殺りく行為がイラクの広範な人々の怒りを呼んでいるのではありませんか。

米国政府は、米兵を二万人増強して、抵抗勢力

平成十六年四月二十日 衆議院會議録第二十五号

イラクにおける邦人人質事件等についての発言に対する高橋千鶴子君の質疑 景観法案外二案についての石原国土交通大臣の趣旨説明

四

をせん滅し、力で抑え込もうとしています。これは事態は鎮静化するどころか、一層の流血と憎悪の悪循環に陥るのではないのでしょうか。

小泉内閣は、アメリカに無差別の殺りく行為の中止を求めるべきではありませんか。答弁を求めます。(拍手)

こうした中で、イラクに軍隊を派兵しているスベインのサパテロ首相は十八日、千三百名の部隊をできるだけ早く撤退させるよう命じました。

きょうは、ホンジュラスも撤退を表明しました。さらに、ボリランド、ウクライナ、ポルトガルなど、米国のイラク占領体制を支えてきた有志連合の国々が米軍の掃討作戦を批判し、米軍の作戦行動に距離を置く姿勢を強め、軍隊撤退をも検討し始めていることを政府はどう受けとめていますか。この状況のもとでも、なお自衛隊のイラク派兵に固執する理由は何でしょうか。

小泉総理は、自衛隊は人道支援のためと強調しますが、今回、日本人の人質解放に努力していただいたイスラム聖職者たちは、人道復興支援であつても外国軍隊は要らないと繰り返し述べています。今こそ自衛隊の撤退を真剣に検討すべきではありませんか。

自衛隊が撤退してこそ、日本がイラク国民の信頼のもとにイラクの平和と真の人道復興に貢献する道が開かれるということを申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣川口順子君登壇〕

○国務大臣(川口順子君) 高橋議員から、三問の御質問がございました。

まず、イラクにおける治安の悪化の原因についてお尋ねがありました。

現在、イラクにおいては、民主的な政府の樹立を通じて民生安定の取り組みが進んでいる中、イラク社会を不安定化し、政治プロセスの進展を妨げること等を目的とした攻撃が繰り返されています。駐留連合軍はイラクの治安安定のために最大

限努力しており、また、大多数のイラク国民は平和を希求していると承知しています。治安を安定させ、六月三十日の統治権限の移譲につなげるのが今重要な課題であると認識をしています。

次に、イラクの治安の安定化に向け、米国へ働きかけるべきではないかとお尋ねがありました。

我が国は、イラクにおける治安の回復は政治プロセスの進展にとって不可欠であると認識しており、治安回復の重要性について、累次機会に米側とも意見の交換等を行っているところです。我が国は、治安安定化に向けた関係者の努力を支持しており、できる限り早急に秩序と治安の回復が図られ、事態が鎮静化することを希望しています。

最後に、イラクに駐留する各国部隊に関するお尋ねですが、イラク復興支援のあり方については各国が主眼的に判断すべきものと考えており、さまざまな事情から部隊の派遣の見直しを表明した国も一部ありますが、派遣継続を明確にしている国も多いと承知しています。

なお、ボリランド、ウクライナ、ポルトガルが部隊の撤退を表明したとは承知しておりません。いずれにせよ、我が国としては、統治権限のイラク人への移譲を六月三十日に控え、国際社会による一層の支援が重要であると考えております。

〔国務大臣福田康夫君登壇〕

○国務大臣(福田康夫君) 高橋議員にお答えします。

自衛隊の撤退を検討すべきではないかとお尋ねがございました。

統治権限のイラク人への移譲を円滑に進展させるためにも、国際社会がイラクをこれまで以上に支援することが重要になっております。

イラク復興支援のあり方については、各国が主眼的に判断すべきものであり、我が国は、国際社会の責任ある一員として、資金協力と人的貢献を

車の両輪として、我が国にふさわしい人道復興支援を続けていくべきであると考えております。

また、自衛隊の行う人道復興支援活動は、米軍の占領行為に加担する性格のものではないとさせていただきます。自衛隊がイラクの復興のために行う医療、給水や公共施設の修理などの人道復興支援は、地元イラク人からも高い評価を得られるものと確信しており、政府の考え方に変わりはありません。

〔拍手〕

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

景観法案(内閣提出)、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣石原伸晃君。

〔国務大臣石原伸晃君登壇〕

○国務大臣(石原伸晃君) 景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、景観法案につきましては申し上げます。

近年、経済社会の成熟化等に伴い、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で良好な景観の形成に向けた取り組みが進められております。また、国としても、観光立国を実現するという観点から、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めております。このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置づ

けるとともに、地方公共団体の取り組みを支援するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みを創設することが求められております。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、我が国で初めて景観についての総合的な法律として定めようとするものでございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしております。

第二に、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結等について定めております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行っております。

次に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、景観法の施行に伴い、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法その他の関係法律について必要な規定の整備を行うものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都市計画法の改正により、都市計画の地域地区として、景観地区を規定しております。

第二に、建築基準法の改正により、景観地区等における建築物の規制に関する規定を整備するとともに、条例で景観重要建築物に対する規制の緩和を行うことができるようにしております。

第三に、屋外広告物法の改正により、市町村が屋外広告物に関する条例を制定できるようにすること、簡易除却の対象となる屋外広告物等を追加すること、屋外広告物の登録制度を創設すること等の措置を講じております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行つております。

次に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、都市の緑とオープンスペースの効果的かつ効率的な保全、増加が求められている状況にかんがみ、緑地の保全、都市の緑化、都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設、拡充等の措置を講じようとするものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、市町村の定める緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画の記載事項に、都市公園の整備の方針等を追加しております。

第二に、都道府県は、都市計画に緑地保全地域を定めることができることとし、当該地域内の建築物の新築等について届け出制を導入しております。

第三に、市町村は、都市計画に緑化地域を定めることができることとし、当該地域内で敷地が大規模な建築物の新築等を行う場合には、一定割合以上の緑化施設を敷地内の空地や屋上に設けなければならないとしております。

第四に、都市公園について、効率的な都市公園の整備を図るため、立体都市公園制度を創設しております。

その他、地区計画等の区域において条例により緑地の保全のための規制を行う制度並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における管理協定制の創設等、所要の規定の整備を行つております。

以上が、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

景観法案(内閣提出)、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) たいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。原田令嗣君。

(原田令嗣君登壇)

○原田令嗣君 自由民主党の原田令嗣です。

自由民主党及び公明党を代表いたしまして、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案についての趣旨説明に対し、質問をさせていただきます。(拍手)

まず初めに、日本の景観の現状に対する基本認識と今後の取り組みについてお尋ねします。

日本の景観は、幕末、明治期には国際的にも大変評価が高かったものでした。例えば、日本の象徴とも言える我が静岡県にある富士山に初めて登った外国人、初代の英国駐日総領事オールコックは、深く日本の風景を愛し、江戸の景観を、ヨーロッパには江戸に匹敵する美しさを誇り得る首都ではないと絶賛しました。また、日本人の景観を大切にしている気持ちは、葛飾北斎の富嶽三十六景に代表されるような景観文化を生み出してきました。

しかし、それから百三十年以上経過した今日、我が国の景観を見ますと、都会だけでなく、日本の原風景ともいえるべき農村部においても、かつて外国人が称賛してやまなかった日本の美しい景観は危機的な状況にあります。町に乱立する電柱、空中に張りめぐらされた電線、放置されている違法な広告物、そして無秩序な町並みと、私は、今こそ抜本的な対策を講じなければ、我が国の景観は取り返しのつかない状況になってしまうと憂慮しております。

今、四百五十の市町村、二十七の都道府県では、独自の景観条例を制定するなど、地域の特長

に応じた美しい景観や風景をつくるための取り組みを行っております。

これに対し、国は、これまで景観については果たして効果的な取り組みをしてきたでしょうか。海外に目を転じますと、例えばパリの美しい町並みは、国の法律により守られてきました。失われつつある我が国の景観をよみがえらせ、また、残された貴重な美しい風景を守り育て、後の世代に国民共通の遺産として引き継いでいくという国の基本理念を明確に示し、そのための取り組みを早急に行うことは、我が国の重要課題であると考えております。

そこで、国土交通大臣に、日本の景観の現状をどのように認識しておられるのか、そして、日本の魅力を高める美しい景観づくりにこれからどのように取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

次に、景観法の目的や効果についてお尋ねします。

今回提案されている三法案、いわゆる景観緑三法は、建物だけでなく、景観を構成する大きな要素である広告物や緑についても幅広く対象とする、大変有意義なものだと思います。特に、日本で初めて景観に関する総合的な法律、景観法を制定することは、これまで努力してきた地域住民や地方公共団体の取り組みを支援する上で大きな意味があります。政府一体となって美しさを重視する国づくりに取り組むことを宣言したものだとか高く評価したいと思います。

そこで、国土交通大臣に、景観法の趣旨、目的を改めてお尋ねするとともに、これまでの地方公共団体の条例による取り組みと比べ、新たに何が可能となるのか、お尋ねしたいと思っております。私は、この景観緑三法が効果を発揮するには、良好な景観づくりが結局は地域の活性化や大きな経済効果につながることを国民がしっかりと理解し、地域住民も一体となって取り組んでいくこと

が大切だと考えております。古い建物を保存し、統一的な町並みを守っていくためには、そこに住む住民の理解がまず大事であり、そのためには、相続税等についても相応の配慮がなされるということが極めて重要だと考えております。

小泉内閣は、住んでよし、訪れてよしの国づくり、観光立国の実現を推進しています。そして、二〇一〇年までに日本を訪れる外国人旅行者を増し、地域経済の活性化や地域再生の柱にしようとしております。外国の方々が訪れたいと思うような魅力的な国とするためには、例えば、富士山と町並み、あるいは茶畑などの農地や漁港との調和のとれた現代の景観づくりを実現し、日本文化を再生させるとともに、外国の人にも楽しんでもらえる国づくりが大切だと考えております。

地域再生が喧伝される中、良好な景観の整備が地域の活性化や経済的な効果につながることを具体的に国民に示すべきではないでしょうか。

次に、違反広告物対策についてお尋ねします。美しい町並みをつくるには、乱雑な看板や立て看板、張り紙など屋外広告物が景観を阻害しないことが重要です。

最近、駅をおりと、ここはどの町なのかと一瞬わからなくなりました。駅前というのは、そもそもその町の顔のはずです。でも、残念ながら、今目につくのは、どこに行ってもサラ金の看板ばかりです。町の特色ある顔にはなかなか出会えないのが現状です。屋外広告物をどのように規制すべきかは、基本的に、住民に身近な市町村が主体となつて取り組むべきものと考えています。

今回の屋外広告物法の改正案では、屋外広告物に関する条例を市町村が制定できるとされており、これは一歩前進であります。しかし、市町村が条例を制定しても、現状では、捨て看板やのぼり旗が歩道を占拠し、沿道に違反看板ばかりが並び、真剣に景観づくりに取り組む地方自治体は、どこも違反広告物対策に苦慮しております。

平成十六年四月二十日 衆議院會議録第二十五号

景観法案外二案の趣旨説明に対する原田令嗣君の質疑 景観法案外二案の趣旨説明に対する若井康彦君の質疑

六

そこで、国土交通大臣に、違反広告物対策にどう取り組もうとされているのか、お尋ねします。
最後に、都市の緑の保全と創出への取り組みについてお尋ねします。

良好な景観を保全し、つくっていくためには、緑の保全と創出も欠かせません。住民にとって身近な公園や街路樹、長い間、人の手で守り育てられてきた屋敷林や里山。緑は、我々に四季の変化を与え、安らぎと潤いを与えてくれます。また、都市の緑地空間は、我が国の将来を担う子供たちの心身の健全な育成になくてはならないものです。また、ヒートアイランド現象の緩和や生物の生息・生育空間としての機能、避難地や延焼防止などの防災面での役割など、多面的な機能を持っています。

国土交通大臣に、都市の緑の保全と創出にこれからどう取り組もうとされているのかをお尋ねします。

日本人が日本人として誇りと自信を持つためにも、我が国の自然、歴史、伝統、文化を背景とした美しい景観を形成することは極めて重要です。この景観三法により、四方を海に囲まれ、美しい山河や里、そしてすばらしい町並みを持つ日本の景観や風景が世界に誇れるものとなることを切に希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 原田議員にお答え申し上げます。

日本の景観の現状及び日本の魅力を高める美しい景観の形成に対する今後の取り組みについてお尋ねがございました。

我が国では、これまで、急速な都市化の進展の中で、まず都市基盤を整備することに重点が置かれ、経済性や効率性、機能性を重視した結果、美しさへの配慮を欠いてきたと思います。そのため、現在、多くの地域について見ますと、町並み

がぶろいとして全体として統一感がないこと、都市部を初め電線が張りめぐらされていること、違法広告物はんらんしていることなど、景観上の問題が多々あると認識をしております。

近年、ようやく急速な都市化が終わり、良好な居住環境を求める中で、住民や地方公共団体の景観に関する関心が高まりつつあります。このような、いわば価値観の転換点を迎え、国としても、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけ、総合的な景観施策を強力に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、景観法の趣旨、目的について、また景観法により新たに可能となる対策について、お尋ねがございました。

現在、地方公共団体においては、良好な景観の形成に関する関心の高まりを反映して、景観条例を制定するなど、積極的に景観行政を進めております。このような景観に関する価値観の転換点を迎え、国としても重要課題として良好な景観の形成に取り組むこととしております。

具体的には、これまでの地方公共団体の条例による取り組みの限界を踏まえ、景観法においては、第一に、国として、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民の責務をしっかりと位置づけること。第二に、これまでの景観条例による地方公共団体の取り組みに法的な位置づけを与え、これまでの規制は勧告どまりでございましたけれども、変更命令まで行うことができるという内容を盛り込んだところでもございます。

さらに、地方公共団体等からの要望を踏まえ、条例では設けることのできない建築基準法の緩和措置とともに、御指摘のございました相続税等の軽減措置を講ずべく、関係省庁と調整をしているところでございます。

良好な景観の形成による地域の活性化や経済的な効果について国民に示すべきだとの御指摘がござ

いました。

これまでも、地方公共団体と地方住民等の努力と工夫により、歴史的町並みの保全等の景観整備が観光客の大幅な増加につながり、地域の活性化に成功している事例が多々見られます。

例えば、三重県伊勢市では、統一感のある町並みの整備、屋外広告物の規制、電線類の地中化等の景観整備を行い、イベントとの相乗効果もございまして、平成四年からの十年間で、観光客がおよそ九倍の三百万人になったという例もござい

また、北九州市門司港レトロ口地区では、歴史的建築物を活用した景観整備により、平成七年からの七年間で、観光客数及び観光消費額がともに二倍以上になっております。

このように、良好な景観の形成によって地域の活性化を実現することができ、経済的にも効果があるものと考えております。

違反広告物対策の取り組みについてのお尋ねがございました。

本法案では、条例に違反した屋外広告物について、行政代執行法に定める手続によることなく、都道府県知事や市町村長がみずから違反物件を撤去できる制度の拡充を行うこととしております。

また、条例違反を繰り返して違反広告物を生み出す不良業者を規制するために、屋外広告業について、条例で登録制を導入し、営業停止などのペナルティーを課することができるともしております。

このように、本法案は、違反広告物をなくして良好な景観を形成する観点から、必要な対策を盛り込んでいます。

最後に、都市の緑の保全と創出についてのお尋ねがございました。

これまで、都市公園の整備を中心として、都市緑化や緑地の保全を推進してまいりました。しかし、都市の緑を一層ふやすためには、都市の大半

を占める民間敷地の緑化や、借地や土地の立体利用など用地買収によらない都市公園の整備など、多様な手法、多様な主体による緑の保全と創出に政策を転換していくことが必要であると考えております。

こうした観点から、昨年十月に閣議決定された社会資本整備重点計画においても、緑の量を五年間でおよそ一割ふやすことを目標としているところでもございます。この目標を達成するため、本法律案で講じている制度を活用し、都市の緑の保全と創出に一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 若井康彦君。

(若井康彦君登壇)

○若井康彦君 民主党の若井康彦です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提案の景観三法案について質問をいたします。(拍手)

まず初めに、今日の切迫した状況の中で、景観法とは何とのどかなと思われるかもしれませんが、しかし、百聞は一見にしかず、すべての国民は、この不透明な時代を、景観を通じて、時代の姿、社会の形を目で見、肌で感じていきます。時代が大きく変わろうとしている今、その方向をわかりやすく示し、だれもが共感できるコンセンサスをつくる、その上で、景観の問題は欠かすことができないと思います。

そこで、まず大臣、あなたが今暮らしておられる日本の都市、そして町、その景観は本当に美しいと言えるでしょうか。

ヨーロッパでは、パリやローマだけではなく、どんなに小さな町や村も美しい町並みを有しています。かつて、日本と同じように、町を建設し続けた時代の歴史を経験しています。しかし、いつまでも建設を続けてきたわけではありません。何百年も前につくられた町ですけれども、今は、こ

れらを上手に使いこなすことに没頭しています。そのために金と知恵を傾けています。

その点、我が国の現状はいかがですか。二十一世紀に入った今、思い切った方向転換をすべきときではありませんか。今回、この景観緑三法が提案されたことを、その意味で私は率直に評価をしたいと思っています。今後の国づくりの大きな転換点としてこの景観法を位置づける、そしてそれがより実効性のあるものになることを心から願うものであります。

さて、そのためには、法案は今のものよりもより大胆なものでなければならぬ、私はそう考える。そこで、次の五つの問題点を提起したいと思っています。

まず、公共事業のあり方について伺いた

我が国は、二十世紀の後半、半世紀の間に実に五千万人の人口の増加を経験した。百万人の巨大都市を毎年一つずつつづつてきたに等しい。今、突入しつつある超高齢化の時代、今後は逆に、急速に人口が減少する。これからの半世紀の間に、今度は三千万人以上の人口が減るのです。毎年六、七十万人の巨大都市が確実に一つずつ姿を消していくのと同じです。今、私たちは、その変曲点に立っている。これから毎年、加速度がついてきます。

かつて、急増する人口を既存の町に押し込むために、大変無理を重ねてまいりました。その結果、今の景観の現状がある。多少ばらばらであったり窮屈であったりというような市街地を延々とつづつてしまいました。時には、古くからの由緒ある歴史的な町並みを壊してしまったこともあったに違いない。しかし、そうした粗製乱造の時代はとうに過ぎ去っています。

今、抜本的な方向転換をすべきときです。そのため、相変わらず毎年三十兆円余も注ぎ込まれているこの公共事業の方向、これを抜本的に変える

必要がありますが、この点、大臣の所見はいかがでしょう。(拍手)

そこで、先般、平成十五年七月に国土交通省が公表した美しい国づくり政策大綱において、国土交通省は、この国土を魅力ある国にするために、まず様を正すとある。行政の方向を美しい国づくりに向けて大きくかじを切ることにしたと述べている。そのとおりです。では、それをどのように政策化するのですか。

この大綱の中で、十五の具体的施策を挙げていらっしゃる。例えば、公共事業における景観アセスメントシステムの確立、あるいは分野ごとの景観形成ガイドラインの策定、これらの提案がなされています。しかし、今回のこの法案の中には、これらの内容は全く含まれていません。大臣、なぜこうしたものを落としてしまったのか、その理由をぜひ教えていただきたいと思っています。(拍手)

第二に、緑とオープンスペースについてお聞きをしたい。

先ほど申し上げたとおり、これから半世紀の間に三千万人以上の人口減が起きます。これまでの過密な市街地に生じる遊休地、これを積極的に集約して、コンパクトな土地利用を実現すべきです。近い将来予想されている大震災に備えて、安全で質の高い都市へ脱皮をしていくこともあります。人々はだれも、安全、安心な環境を心地よい景観として見ているわけです。

今日、あいた土地を公園にすれば周りの地価は上がります。しかし、そこを建物で埋め尽くしてしまえば、周囲の地価は下がってしまう例が多い。真の都市再生とは、この貴重な空地を超高層ビルで埋め尽くすことではなくて、空地を確保し、環境と景観を取り戻すことだと考えますが、大臣の見解を伺いたい。(拍手)

関連して、都市緑地法の改正について伺います。今回の提案では、名称こそ保全法から都市緑地

法に変わっていますが、内容には相変わらず既存緑地の保全に主眼が置かれており、緑を創出し、都市に自然を取り戻そうという積極的な姿勢がうかがえない。緑をふやす方策に見るべきものはなく、ひたすら民間開発に依存をし、部分的な緑地をそこに付加させようという他人任せの姿勢に終始しているのではありませんか。

過密都市東京よりもさらに人口密度の高いシンガポール、国の最重要政策の一つとして緑の創造に取り組んでいます。緑地の面積を年々ふやし続けています。緑は人と社会を安定させる大きな自然循環のシンボルであるにとどまらない、ガーデニングシーこそ海外から観光客を集め、資本を呼ぶ条件であるということがよくわかつているからです。

市街地に生じる遊休地を積極的に集約して緑地に転換し、都市の中の自然循環を回復し、緑豊かな景観を創出すべきです。観光立国をかけ声倒れにしないためにも大転換が必須と考えますが、大臣の所見をお伺いしたい。(拍手)

また、この点に関連いたしまして、農水大臣に伺いたい。

農水省は、緑に関するこの政策課題にどのように取り組もうとしているのか、今回の法案の中ではつきりしない。都市緑地の田園と里山、あるいは農山漁村の集落等の景観に、どのような政策を実施しようとしているのですか。さらに、農水省所管の公共事業が今国土景観の上に重大な影響を与えていると考えますけれども、これらに関するガイドラインの必要性についてどのようにお考えか、お答えください。(拍手)

第三に、景観創造の主役はだれかという問題です。既に八〇年代より、全国各地で、景観計画を柱とする町づくりの取り組みがなされてまいりました。五百近い自治体が景観条例を定めて、それぞれの創意工夫を凝らしながら望ましい景観づくりを進めています。

今回の景観法案は、こうした自治体の景観計画の流れをバックアップすることを基本的な目標とすべきでありましたけれども、なぜか、景観行政団体としての権限を都道府県や政令指定都市、中核都市に限定をしている、それはなぜなのでしょう。大臣にお答えを求めます。

さらに、我が国には、想像を超える時代の激変を何度も越えてきた、例えば京都のような貴重な歴史的景観が少なからず残されています。こうした歴史的遺産ともいえるべき景観を守るには、当該自治体だけではとても限界がござります。自治体との協力のもと、古都保存法の活用等、今日の状況に合わせた法的措置と、都市景観を国民の共通財産として守るための補助事業の投入が必要と考えますけれども、大臣の所見をお伺いしたいと思っています。(拍手)

第四に、景観法との関連で、今政府が推進をしておられる都市再生について伺いたい。

都市再生の本来の目的は、活力や魅力を失った都市地域を生き生きとした美しい町につくりかえることではないのですか。そのために重点的に公共投資を集中し、都市・建築法制的緩和を重ねてきました。しかし、それが地域にそぐわない開発を誘発し、都市の景観を損ない、かえって都市の活力をそぐことになっている例が少なくない。一刻も早く、都市再生という名で行われている景観の破壊をやめ、町のルールを取り戻し、市民の合意による町づくりへ根本的に軌道を改めるべきです。

日ごろ、美しい町づくりを標榜しておられる石原大臣、基本的な軌道修正、お約束をしていただけですね。

また、先般の施政方針演説における総理の観光立国行動計画について伺いたい。

石原大臣も、景観法の意義を観光立国宣言との関連で先ほど述べられました。しかし、景観は観

景観法案外二案の趣旨説明に対する若井康彦君の質疑

光立国の手段そのものでないことは言うまでもありません。理にかなった、時代にふさわしい景観づくりの道筋が確立をし、風格ある美しい風土を有する国となつてこそ、景観を観光立国にうたうことができると思いますが、その点について大臣の御感想をお聞きたいと思ひます。

第五に、都市計画と景観の関係について申し上げます。

日本の都市計画は、規制緩和の繰り返し歴史です。今回の都市再生においても、容積や高さ制限等、都市計画の緩和が行われました。これは、世界的な都市政策の流れとは完全に逆行しています。

みずからルールをつくることは、合意の形成であり、他からの規制とは本質的に違ひます。規制緩和という名のもとに、都市づくりのルールを破壊して、容積を積み増し、高さ制限を撤廃した、その結果、視界を妨げ、調和のとれたスカイラインが損なわれている。こうした都市計画のあり方こそ、今日の都市景観破壊の元凶ではありませんか。大臣の見解をお伺いしたいと思います。

(拍手)

建築行政にも大いに問題あります。どんな良好な景観も、それにそぐわない一つの建物が建つただけでもろくも損なわれてしまふ、そんな事例は枚挙にいとまがありません。景観は、建物のデザインそのものよりも、土地利用、位置、規模、高さなど、より基本的な要素が決定的なのです。

建築行政は、大部分の自治体の権限の外にあり、手の届かないところで建築確認が限られることをチェックしようがない場合が少なくありません。それでは、いつまでも安心して住み続けられる環境や景観の維持は難しいと思ひます。住民の関与できない巨大な高層マンションが目の前に建つてしまふようなことが起きる、そんな危ない町にだれが宅地を求めようとするでしょう。地価は下落をし、結局、町は寂れてしまふのです。

景観というものは、こうした町のありようの指標なのです。景観権を織り込んだ建築行政への転換こそ良好な都市景観を守り育てる基本であると考えますが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

(拍手)

景観をつくるのは何なんですか。必要にして十分なものこそ美しい。要不要を見きわめる判断力と思ひ切つた決断が景観づくりの要諦であり、今こそ、それが必要とされています。ヨーロッパの国々では四半世紀、土地利用において、景観を共有することを私的に土地を所有し利用することに優先させる法を整備し、国と地方自治体が責任を持つて都市計画を推進しています。それが美しい景観をつくる基礎になっている。本法案は、その点で勇気を欠いていて、あるいは理念が薄弱であると言わざるを得ません。

(拍手)

改めて申し上げたいことは、景観こそ、国民の誰もがみずから考え、行動する国づくりへの入り口なのだということです。その意味から、望ましい都市、地域をつくる道筋として、都市計画法の抜本的改正を柱に、すべての公共事業の見直しを視野に入れた景観基本法の制定を私たちは求めてまいりたいと思ひます。

以上、質問いたします。明確なお答えを期待します。どうもありがとうございます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 若井議員にお答え申し上げます。

日本は美しいと言え、公共事業のあり方を根本的に見直すべきときに来ている、そういう御指摘が冒頭ございました。

これも先ほど御答弁させていただきましたが、我が国における戦後の著しい都市化と経済発展の中で、社会資本整備においても、これまで量的充足に重点が置かれてきて、美しさへの配慮が欠けていた点があったということは、私はそのとおり

だと思っております。

このため、みずから標を正し、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きくかじを切るべく、昨年七月に美しい国づくり政策大綱を策定したわけでございます。公共事業のあり方につきましても、この大綱の趣旨に即して、現在、見直し作業を進めているところでございます。

次に、景観アセスメント制度や公共事業に関する景観ガイドラインについて、なぜ抜け落ちていたのか、こういう御指摘がございました。

景観アセスメントにつきましては、現在、必要となる景観評価の技術開発や手続等の整備について取り組んでおり、今年度、直轄事業の一部を対象に試行的に導入することとしております。

また、景観形成ガイドラインにつきましては、施設の分野ごとに策定するものでもございまして、今年度中に道路、河川、港湾等について作成することとしておられるところでございます。

今回の景観法案では、公共施設について、景観計画に位置づけ、地域の景観に調和した整備が図られるようにしたものと御理解をいただきました。思ひます。

さて、人口減少時代を迎える今後の都市の再整備について、環境を取り戻す、景観を取り戻すという御指摘がございました。

御指摘のとおり、我が国の人口は、平成十八年をピークとして減少に転じるという歴史的転換点を迎えようとしております。このため、今後、人口減少、超高齢化に対応したコンパクトで、そして緑とオープンスペースが豊かな都市構造への転換が必要と考えているところでございます。

遊休地の取得による緑地の創出について、他人任せではないか、こういうお尋ねがございました。

これまで、平成十四年度までのおよそ三十年間に、およそ七万七千ヘクタールの都市公園を新たに整備するなど、緑地の創出というものを推進し

てきたわけでございますが、こうした土地取得による緑の確保に加えまして、やはり、都市の大半を占めます私有地の緑化の推進というものをこれからは進めていかなければならないと考えているところでございます。

景観行政団体は市町村が原則であるべきであるという御指摘がございました。

御指摘のとおり、良好な景観の形成は、最も住民に近い基礎的自治体である市町村が中心となるべきと考えております。一方、現状、市町村の一部しか景観行政を行っていないという現実もあるわけでございます。そのため、法制度的には、都道府県と政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体として位置づけ、その他の市町村は、手を挙げられましたら景観行政団体になることができることとしたところでございます。

京都について、歴史的な都市に対するさらなる法的措置と補助事業を投入すべしという御質問がございました。

国民の財産というべき京都等の歴史的な都市の景観の保全については、これまで、都市計画法による美観地区や伝統的建造物群保存地区の指定に加えて、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による厳しい規制など、さまざまな景観の保全のための措置がとられてきました。事業の面でも、古都法に基づく土地の買収等の古都保存事業を特別の補助率で行っております。

今回の景観緑三法を契機として、本年度創設いたしましたまちづくり交付金を活用させていただきながら、京都等の歴史的な都市の景観を守るために引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

市民合意によるまちづくりに改めるべき、こういう軌道修正を行う、こういう御指摘がございました。

都市再生は、都市機能の高度化と都市の居住環境の向上を図ることであり、都市における良好な

景観の形成も含まれていると考えております。今回の景観法においては、市民合意によるまちづくりを進める一環として、住民やNPOなどによる景観計画の提案制度も取り入れたところでございます。

景観行政の目的と観光立国の関係について感想をという御指摘がございました。

景観法は、本則の中に書かせていただいておりますように、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現の三つを目的としていただいております。

景観法の基本理念にあるとおり、良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであり、観光立国のためになるものであると考えているところでございます。

しかしながら、景観法の目的を踏まえ、観光立国の手段でのみ良好な景観の形成を図るものでないということは議員の御指摘のとおりだと考えております。

さて、最後でございますが、都市計画の規制緩和と建築行政が都市景観破壊の元凶である、こういう御指摘がございました。

都市計画の規制改革を進めるに当たりましては、良好な景観形成との両立を図ることが必要と考えております。今回の景観法を活用しながら、さらに景観に配慮した都市計画の実現を図っていくということが本法案の趣旨であると御理解をいただきたいと思います。(拍手)

(国務大臣亀井善之君登壇)

○国務大臣(亀井善之君) 若井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農山漁村における景観形成の取り組みについてのお尋ねであります。農山漁村の景観は、市街地縁辺部を含む里山、田園などにおきまして、農林漁業の営みを通じて形成されるものであります。こうした景観を守り、魅力ある農山漁

村づくりに向けて、地域の個性を生かし、多様な主体が参加して農山漁村の振興施策を展開する必要があると考えております。

農林水産省といたしましては、国土交通省及び環境省と共同で景観法案を提出し、景観農業振興地域整備計画の策定による景観と調和のとれた農地の利用促進や景観に配慮した森林施策の促進等の施策を講ずることとしております。

今後、関係省とも連携をし、総合的な農山漁村の景観形成に向けた地域の取り組みを支援していく所存であります。

次に、農林水産省の公共事業の取り扱いについてのお尋ねであります。農林水産省におきましては、昨年九月に「水とみどりの「美の里」プラン21」を公表し、今後の美しい農山漁村づくりに関する施策の推進方向を示したところであります。

このプランの中では、農林水産省所管の公共事業について、農業農村整備事業の事業計画に景観配慮の観点を盛り込むとともに、公共事業の実施に当たっては景観配慮のガイドラインとなるよう、設計基準の見直し、手引書の作成を進める、このほか、美しい農山漁村づくりを牽引するモデル事業を実施するなどの方針を明らかにしているところであります。

これらの取り組みを通じて、農山漁村の景観に配慮した公共事業の展開を図ることにいたしております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十分散会

出席国務大臣

外務大臣	川口 順子君
農林水産大臣	亀井 善之君
国土交通大臣	石原 伸晃君
国務大臣	福田 康夫君
外務副大臣	逢沢 一郎君
国土交通副大臣	林 幹雄君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

一、去る十六日、内閣を経由して法務大臣野沢太三君から次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成十五年団体規制状況の年次報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

太田 昭宏君	補欠
長沢 広明君	長沢 広明君
太田 昭宏君	太田 昭宏君

法務委員

辞任

佐藤 勉君	補欠
杉浦 正健君	杉浦 正健君
佐藤 勉君	佐藤 勉君

財務金融委員

辞任

江崎洋一郎君	補欠
左藤 章君	左藤 章君

田中 英夫君

奥野 信亮君	田中 英夫君
西銘恒三郎君	田中 英夫君
奥野 信亮君	江崎洋一郎君
左藤 章君	谷川 弥一君
西銘恒三郎君	谷川 弥一君
厚生労働委員	補欠
辞任	山際大志郎君
上川 陽子君	左藤 章君
山際大志郎君	左藤 章君

経済産業委員

辞任

松島みどり君	補欠
左藤 章君	松島みどり君
松島みどり君	石井 郁子君

国土交通委員

辞任

穀田 恵二君	補欠
石井 郁子君	奥野 信亮君
奥野 信亮君	谷川 弥一君

議院運営委員

辞任

谷川 弥一君	補欠
奥野 信亮君	谷川 弥一君
谷川 弥一君	古賀 一成君

国土交通委員

辞任

山岡 賢次君	補欠
古賀 一成君	山岡 賢次君
山岡 賢次君	山岡 賢次君

議院運営委員

辞任

阿部 知子君	補欠
横光 克彦君	横光 克彦君
阿部 知子君	阿部 知子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

横光 克彦君	補欠
阿部 知子君	阿部 知子君

武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

補欠

植竹 繁雄君	西野あきら君
佐藤 錬君	宮下 一郎君
田中 英夫君	左藤 章君
宮澤 洋一君	松島みどり君
左藤 章君	田中 英夫君
西野あきら君	植竹 繁雄君
松島みどり君	宮澤 洋一君
宮下 一郎君	佐藤 錬君

(議案受領)

一、去る十六日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案
独立行政法人医薬基盤研究所法案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇五号) 内閣委員会 付託
特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二七号) 経済産業委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法

商品取引所法の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案
私立学校法の一部を改正する法律案
(議案通知)
一、去る十六日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案 (武正公一君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
無認可共済への規制に関する質問主意書 (島聡君提出)
一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
内閣総理大臣・小泉純一郎君の公的年金の加入実績等に関する質問主意書 (城島正光君提出)
小泉内閣の閣僚等に係る公的年金の加入実績等に関する質問主意書 (城島正光君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員若井康彦君提出公団住宅の家賃に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出障害者雇用と公務員の健康に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出国民年金の広報に関する質問に対する答弁書
衆議院議員内山晃君提出社会保険庁の契約相手先企業に関する質問に対する答弁書
衆議院議員内山晃君提出年金積立金の運用に関する再質問に対する答弁書

平成十六年三月十一日提出
質問 第三七号

公団住宅の家賃に関する質問主意書

提出者 若井 康彦

公団住宅の家賃に関する質問主意書

「都市基盤整備公団」の「独立行政法人都市再生機構」移行にあたり、衆議院は平成十五年五月十四日に「独立行政法人都市再生機構法案」に対する附帯決議を行つてゐる。この中で政府に対し、「高齢者その他の住宅に困窮する者をはじめ国民の居住の安定が図られるよう、公的賃貸住宅の計画的整備、高齢者向け賃貸住宅の供給の促進のための制度の拡充等」さらには「賃貸住宅の家賃の設定及び変更にあつては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること」などを求めている。

そこで、以下のとおり質問する。
一 公団住宅自治会で構成する「全国公団住宅自治会協議会」は、前述附帯決議の全面履行と公団住宅居住者の居住の安定を要請しているが、政府の方針と取り組みを示されたい。
二 家賃値上げに関する低所得者世帯等への特別措置適用世帯のうち、支払額が増加する世帯に対して現支払額に据え置く「緊急措置」は平成十五年年度で打ち切られるが、附帯決議の精神を生かし、今後も低所得者世帯および年金受給者世帯等に対し十分な配慮をすべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

三 都市基盤整備公団が、現行の家賃制度と改定ルールを見直し、高齢者世帯・子育て世帯はじめ居住者の居住安定をはかる家賃制度の確立と、高い家賃を引き下げ、空き家の減少に努めるため、どのような取り組みをされているか示されたい。

されたい。

四 独立行政法人移行後の既存住宅建て替えについて、敷地の売却や、周辺のまちづくりについてどのような理念と方針をもたれているか示されたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第三七号
平成十六年四月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員若井康彦君提出公団住宅の家賃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員若井康彦君提出公団住宅の家賃に関する質問に対する答弁書

一 政府は、御指摘の附帯決議の内容にも十分留意し、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が管理する賃貸住宅について、その居住者の居住の安定に配慮した適切な管理が行われるよう独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号。以下「機構法」という。)及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)の確かな運用に努めるとともに、高齢者その他の住宅に困窮する者を始め国民の居住の安定が図られるよう公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅等の計画的な整備を推進するなど、所要の措置を講じていくこととしている。

二 都市基盤整備公団(以下「公団」という。)は、平成十五年四月の家賃改定において、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で家賃を支払うことが困難であると認められるもの(以下「低所得高齢者等」という。)のうち年金等を受給している者に対し、家賃の額を改定前の額に据え置く緊急の措置を講じたところである。当該措置は平成十五年年度に限る。

ものであるが、公団は、従来から、都市基盤整備公団法平成十一年法律第七十六号。以下「公団法」という。第三十三条第四項に基づく特別な措置として、家賃改定の際に低所得高齢者等の居住の安定に配慮した家賃の減額措置を講じてきており、右の緊急の措置が終了した後に適用される家賃についても、この減額措置が講じられたものとなっている。

機構法第二十五条第四項においても、公団法第三十三条第四項と同様の規定が整備されており、機構が、引き続き、低所得高齢者等に対し家賃の減額措置を講ずることができるとされているところである。

三について

公団が管理する賃貸住宅の家賃については、公団法第三十三条に基づき、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定められ、家賃改定時に近傍同種の住宅の家賃を上回っている場合には近傍同種の住宅の家賃まで引き下げられるとともに、低所得高齢者等に対しては家賃の減額措置が講じられているところである。また、家賃改定については、居住者の代表を含む有識者の意見を聴取した上で家賃改定に係るルールを定め、そのルールに基づいて家賃改定を行っているところであり、適切な運用が図られているものと考ええる。

四について

機構の行う賃貸住宅の建替事業において、従前居住者の居住の安定を図った上でなお建替え後の敷地に余剰が生じる場合には、当該余剰となる敷地を活用して、地方公共団体、民間事業者等との連携の下、周辺のまちづくりに必要となる公共施設、地域の生活拠点となる社会福祉施設、地域の住宅需要に応じた多様な住宅等の整備を支援することは、良好な住宅市街地の形成に資するものであり、政府としても、これを積極的に推進すべきであると考ええる。

平成十六年四月二日提出
質問 第六 四号

障害者雇用と公務員の健康に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

障害者雇用と公務員の健康に関する質問主意書

すべての人が安心して個性や能力を生かし、社会参加と自立が可能な福祉のノーマライゼーションの推進は行政に課せられた重要な施策である。福祉、健康行政を先導する厚生労働省および社会保険庁においては率先して健康増進行政や障害者雇用を支援することが求められていると考える。従って、次の事項について質問する。

一 障害者雇用の実態と今後の目標について

厚生労働省、社会保険庁および社団法人全国社会保険協会連合会、社団法人 全国国民年金福祉協会連合会、財団法人 厚生年金事業振興団、財団法人 社会保険健康事業財団、社団法人 日本国民年金協会、財団法人 社会保険協会、財団法人 年金保養協会が建設及び運営する施設の過去五カ年間の障害者雇用数とその割合および障害者種別ならびに過去の実績をふまえた上での今後の数値的目標を答弁されたい。

二 厚生労働省ならびに社会保険庁職員の健康について

(1) 厚生労働省ならびに社会保険庁の職員のうち、平成十五年度において精神、神経疾患や精神障害により休職および退職した人数を答弁されたい。

(2) 厚生労働省ならびに社会保険庁職員のうち、過去五カ年間に於いて自殺した人数およびその原因として考えられることをあわせて答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第六四号
平成十六年四月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出障害者雇用と公務員の健康に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中根康浩君提出障害者雇用と公務員の健康に関する質問に対する答弁書

一について

平成十一年度から平成十五年度までにおける、厚生労働省(旧厚生省及び旧労働省を含む。以下同じ。)及び社会保険庁並びにお尋ねの法人のうち障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。第四十三条第五項に定める厚生労働大臣に対する報告義務のあるもの(以下「対象法人」という。))について、身体障害者又は知的障害者(以下「身体障害者等」という。)である職員又は労働者(以下「職員等」という。)の人数及びその割合は別表第一のとおりである。なお、施設ごと及び障害者種別ごとの身体障害者等である職員等の人数及びその割合については、特定の個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、答弁を差し控えたい。また、精神障害者である職員等の人数及びその割合については、これを的確に把握することができず、記録がないため、お答えすることは困難である。

ことは困難である。

厚生労働省及び社会保険庁においては、身体障害者等である職員の割合が法第三十八条第一項の政令で定める率である百分の二・一を上回っているところであり、今後とも当該政令で定める率を上回るよう、障害者の雇用の促進に努力してまいりたい。また、お尋ねの各法人に対しては、障害者の雇用の促進のための広報その他の啓発活動を行うとともに、対象法人に対しては、各法人における身体障害者等である労働者の割合について、法第四十三条第二項に定める障害者雇用率である百分の一・八を維持し、又は達成するよう、今後とも、強力に指導してまいりたい。

二の(一)について

お尋ねの「精神、神経疾患や精神障害」とは、国際疾病分類第十版において、精神及び行動の障害に分類される疾病全般を指すものと考え、平成十五年七月一日現在で休職状況を調査した結果によれば、厚生労働省及び社会保険庁において、当該疾病を理由に休職していた者の数は、別表第二のとおりである。なお、当該理由により退職した者の数については、一般に辞職願には一身上の都合との記載しかなく、これを的確に把握することができず、記録がないため、お答えすることは困難である。

二の(二)について

平成十一年度及び平成十四年度に死因を調査した結果によれば、厚生労働省及び社会保険庁における自殺者数は、別表第三のとおりである。なお、これら以外の年度の自殺者数については、調査しておらず新たに調査することは作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。また、自殺の原因については、これらを的確に把握することができず、記録がないため、お答えすることは困難である。

別表第一

(単位 上段：％、下段：人)

事 項	年 度	厚生労働省		社会保 険庁	社団法人全 国社会保 険協会連 合会	社団法人全 国年金福 祉協会連 合会	財団法人厚 生年金事 業振興団	財団法人社 会保険健 康事業財 団	財団法人金 年養協 会
		旧厚生 省	旧労働 省						
身体障害者等である職員等の人数及びその割合	平成 11 年度	(2.24) 9 6 7	(2.17) 5 3 7	(2.12) 1 9	(1.41) 1 4 5	(1.46) 3	(0.99) 5 2	(0.84) 4	(1.30) 6
	平成 12 年度	(2.72) 7 0 5	(2.17) 5 3 6	(1.07) 1 8 4	(1.37) 1 4 1	(1.58) 3	(1.02) 5 2	(1.24) 6	(1.93) 9
	平成 13 年度	(2.21) 1, 1 0 4		(1.29) 2 2 2	(1.39) 1 4 4	(2.14) 4	(0.90) 4 5	(0.42) 2	(1.82) 8
	平成 14 年度	(2.15) 1, 0 6 4		(1.55) 2 6 8	(1.31) 1 3 6	(2.31) 4	(1.15) 5 5	(0.66) 3	(1.92) 6
	平成 15 年度	(2.11) 1, 0 3 3		(2.10) 3 6 4	(1.23) 1 2 6	(1.19) 2	(1.31) 6 1	(1.10) 5	(2.27) 7

- (注) 1. 各年度とも6月1日現在の数値である。
2. 本表における上段は身体障害者等である職員等の割合を、下段は身体障害者等である職員等の人数をそれぞれ示している。
3. 身体障害者等である職員の数については、法第38条第1項の規定を踏まえ、短時間勤務職員は含まないものであるが、法第70条第1項の規定を踏まえ、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員についてはその職員の人数を含む。また、法第38条第2項の規定を踏まえ、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員については、その1人をもって2人の身体障害者等である職員として職員の人数を示している。
4. 身体障害者等である労働者の数については、法第43条第1項の規定を踏まえ、短時間労働者は含まないものであるが、法第71条第2項の規定を踏まえ、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者についてはその労働者の人数を含む。また法第43条第3項の規定を踏まえ、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者については、その1人をもって2人の身体障害者等である労働者としての労働者の人数を示している。
5. 身体障害者等である職員の割合を算定する際の雇用する職員の人数については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）による改正前の法第11条第1項の規定を踏まえ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項第1号から第11号までに掲げる職員等の人数を控除している。
6. 身体障害者等である労働者の割合を算定する際の雇用する労働者の人数については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法による改正前の法第14条第1項の規定を踏まえ、除外率により一定数を控除している。

別表第二

年度	精神及び行動の障害に分類される疾病により休職している者の 人数 (人)	
	厚生労働省	社会保険庁
平成15年度	92	31

(注) 1. 平成15年7月1日現在の数値である。

2. 「精神及び行動の障害に分類される疾病」とは、国際疾病分類第10版において、精神及び行動の障害に分類される疾病全般であり、精神分裂病、感情障害、神経症性障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害などが含まれる。

別表第三

年度	自殺者数（人）					
平成11年度	旧厚生省	13	旧労働省	9	社会保険庁	2
平成14年度	厚生労働省	12	社会保険庁	1		

(注) 死因の調査は、3年に一度、実施している。

平成十六年四月七日提出
質問 第七一号

国民年金の広報に関する質問主意書

提出者 山井 和則

国民年金の広報に関する質問主意書

社会保険庁が行った国民年金の納入促進のための広報において、そのイメージキャラクターとした女優が国民年金に未加入であったことが判明した。また、その際に、広報に費やした金額が、六億二千万円に上るということも明らかになっている。未納者を減らすための広報は重要であるが、費用対効果が低い広報は、それ自体無駄遣いと考えられる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 過去五年間に、TVC Mやポスターのモデル等に起用された人物が、国民年金又は厚生年金に加入していたか。また確認はどのように行なったか。

二 一で、加入の有無を確認できていない場合、確認の必要があると考えるが、いかがか。

三 二〇〇三年度において、広報に支出したお金の内訳を、支出先と、支出目的(TVC Mであれば、その制作費や局別の放映時間数とその対価の金額等)について、新聞や雑誌であれば、どの新聞にいくらでどのような大きさの広告を何回出したかを、お示し願いたい。また、その配分の決定理由と意思決定の過程について明らかにされたい。

四 一九九九年以降の国民年金の納付率の推移について示すとともに、その推移についてどのように分析し、評価しているかを示されたい。

五 過去五年間の年金広報に使った金額及び、これにより行われたTVC M、ポスター等について、何にどの程度の金額を使い、どのような成果を得たのか、年度毎に具体的に示し頂きたい。

六 過去五年間行ってきた広報によって、国民年金の納付に対してどの程度の効果があったと考えているか。又、その効果は費用に見合ったものであると考えているか、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第七一号

平成十六年四月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出国民年金の広報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出国民年金の広報

に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成十一年度から平成十五年度までの五年間に社会保険庁本庁において実施した年金の広報のうち、平成十三年度から平成十五年度までに実施したものにおいては、テレビ広告等いわゆるイメージキャラクターとして俳優等を起用したところであるが、これらの俳優等については、その全員が国民年金に加入し、保険料を納付していることを広告代理店を通じて確認していたところである。

このように確認を行っていたにもかかわらず

ず、今般、平成十五年度に起用した女優が国民年金保険料の未納者であると判明したことについては、国民年金への加入及び保険料の納付の状況をより注意深く確認すべきであったと考え、本年度以降、俳優等を起用する場合には、本人の了解を得て、社会保険庁が保有する被保険者に関する記録により、国民年金への加入及び保険料の納付の状況を事前に確認することとしている。また、平成十三年度及び平成十四年度に起用した俳優等については、本人の了承を得た上同庁が保有する被保険者に関する記録により国民年金に加入し、保険料を納付していることを確認したところである。

三について

社会保険庁本庁において実施しているテレビ広告等による年金の広報(以下「年金広報」という。)については、あらかじめ広報の目的、予算額等を複数の広告代理店に示した上で、広報の具体的な方法等に係る企画案を提示させ、社会保険庁に設置した広報委員会による審査を経て、その中から最も適当な企画案を選定して、契約を締結しているところであるが、平成十五年度における年金広報に係る契約先の広告代理店及び契約金額は、別表第一のとおりである。

また、同年度における年金広報の方法としては、テレビ広告、新聞広告、雑誌広告等を採用したところであり、それらの具体的な内容は、別表第二から別表第五までのとおりであるが、広告代理店からのテレビ局等への支出の詳細等、広告代理店とテレビ局等との個別の契約に係る事項については、広告代理店において処理しており、同庁としては把握していない。

四について

国民年金保険料の納付率については、平成十一年度は七四・五パーセント、平成十二年度は七三・〇パーセント、平成十三年度は七〇・九パーセント、平成十四年度は六二・八パーセントとなっている。

社会保険庁としては、納付率がこのように低下している要因について、失業率の上昇等経済の低迷を背景として、特に若年層の保険料の負担能力が低下していること、平成十四年度の保険料の免除制度の改正によって同年度以降保険料が免除されないこととなった者が多数存在し、かつ、これらの者の納付率が極めて低かったこと、平成十四年四月に保険料の収納事務が市町村から国に移管されたことに伴う体制の整備等に時間を要し収納対策の本格的実施が遅れたことなどが挙げられると考えている。

五及び六について

平成十一年度から平成十五年度までの五年間における年金広報に要した費用及び年金広報の具体的内容は、別表第六のとおりである。また、三について述べたとおり、社会保険庁としては、広告代理店からテレビ局等への支出の詳細については把握していない。

年金広報が国民年金保険料の納付率の向上に与えた効果を定量的に把握することは困難であるが、国民の一人一人が年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく理解するために年金広報が果たす役割は大きいものと考えており、国民年金保険料の納付率の向上に向けて、今後とも効果的な年金広報の実施に努めてまいりたい。

別表第一

契約先	契約金額
株式会社大広	246,000千円
株式会社東急エージェンシー	379,994千円
株式会社創芸	380,000千円

別表第二 テレビ広告の放送局別の放送回数及び放送時間

放送局	15秒スポット		30秒スポット	
	放送回数	放送時間 (秒)	放送回数	放送時間 (秒)
札幌テレビ	-	-	2	60
テレビ北海道	126	1,890	-	-
北海道テレビ	39	585	8	240
北海道文化放送	-	-	1	30
青森朝日放送	47	705	8	240
青森放送	39	585	2	60
岩手朝日テレビ	100	1,500	8	240
岩手めんこいテレビ	19	285	1	30
テレビ岩手	-	-	2	60
仙台放送	-	-	1	30
東北放送	77	1,155	-	-
東日本放送	-	-	8	240
宮城テレビ	20	300	2	60
秋田朝日放送	48	720	8	240
秋田放送	20	300	2	60
秋田テレビ	-	-	1	30
さくらんぼテレビ	20	300	1	30
山形テレビ	-	-	8	240
山形放送	52	780	2	60
テレビユー福島	29	435	-	-
福島中央テレビ	-	-	2	60
福島テレビ	-	-	1	30
福島放送	60	900	8	240
テレビ朝日	98	1,470	8	240
テレビ東京	187	2,805	-	-
日本テレビ	19	285	2	60
フジテレビ	-	-	1	30
テレビ新潟	44	660	-	-
テレビ新潟放送網	-	-	2	60
新潟総合テレビ	41	615	1	30
新潟テレビ21	-	-	8	240
北日本放送	19	285	2	60
富山テレビ	61	915	1	30
石川テレビ放送	-	-	1	30
テレビ金沢	23	345	2	60
北陸朝日放送	68	1,020	8	240
福井テレビジョン放送	25	375	1	30
福井放送	25	375	2	60
山梨放送	68	1,020	2	60
信越放送	73	1,095	-	-
テレビ信州	-	-	2	60
長野朝日放送	-	-	8	240
長野放送	23	345	1	30
静岡朝日テレビ	-	-	8	240
静岡第一テレビ	43	645	2	60
静岡放送	47	705	-	-
テレビ静岡	-	-	1	30
中京テレビ放送	15	225	2	60
中部日本放送	62	930	-	-
テレビ愛知	196	2,940	-	-
東海テレビ放送	-	-	1	30

放送局	15秒スポット		30秒スポット	
	放送回数	放送時間 (秒)	放送回数	放送時間 (秒)
名古屋テレビ	-	-	8	240
朝日放送	48	720	8	240
関西テレビ放送	-	-	1	30
テレビ大阪	325	4,875	-	-
読売テレビ	43	645	2	60
山陰中央テレビジョン	-	-	1	30
山陰放送	84	1,260	-	-
日本海テレビジョン	17	255	2	60
テレビ新広島	-	-	1	30
広島テレビ	22	330	2	60
広島ホームテレビ	89	1,335	8	240
テレビ山口	62	930	-	-
山口朝日放送	-	-	8	240
山口放送	32	480	2	60
テレビせとうち	182	2,730	-	-
西日本放送	13	195	2	60
岡山放送	-	-	1	30
瀬戸内海放送	-	-	8	240
四国放送	80	1,200	2	60
愛媛朝日テレビ	-	-	8	240
愛媛放送	50	750	1	30
南海放送	31	465	2	60
高知さんさんテレビ	44	660	1	30
高知放送	35	525	2	60
RKB毎日放送	55	825	-	-
九州朝日放送	-	-	8	240
TXN九州	128	1,920	-	-
テレビ西日本	42	630	1	30
福岡放送	-	-	2	60
サガテレビ	85	1,275	1	30
テレビ長崎	54	810	1	30
長崎国際テレビ	-	-	2	60
長崎放送	57	855	-	-
長崎文化放送	-	-	8	240
熊本朝日放送	-	-	8	240
熊本県民テレビ	56	840	2	60
熊本放送	39	585	-	-
テレビ熊本	-	-	1	30
大分朝日放送	42	630	8	240
テレビ大分	42	630	-	-
テレビ宮崎	46	690	1	30
宮崎放送	49	735	-	-
鹿児島テレビ放送	-	-	1	30
鹿児島放送	-	-	8	240
鹿児島読売テレビ	52	780	2	60
南日本放送	38	570	-	-
沖縄テレビ	32	480	1	30
琉球朝日放送	94	1,410	8	240
MTV JAPAN	100	1,500	-	-
J SPORTS 1	44	660	-	-
J SPORTS 2	33	495	-	-
J SPORTS 3	23	345	-	-

別表第三 新聞広告の新聞別の段数及び掲載回数

新 聞	段 数	掲載回数
朝日新聞	テレビ面変形	1
	7段	3
	5段	1
産経新聞	テレビ面変形	1
	7段	3
	5段	1
日経新聞	7段	1
	7段	3
	5段	1
毎日新聞	テレビ面変形	1
	7段	3
	5段	1
読売新聞	テレビ面変形	1
	7段	3
	5段	1
北海道新聞	7段	2
東奥日報	7段	4
	5段	1
デーリー東北	7段	4
岩手日報	7段	2
河北新報	7段	2
秋田魁新報	7段	2
山形新聞	7段	2
福島民報	7段	2
福島民友	7段	1
下野新聞	7段	2
上毛新聞	7段	2
東京新聞	5段	1
新潟日報	7段	2
北日本新聞	7段	2
北國新聞	7段	2
富山新聞	7段	1
福井新聞	7段	2
山梨日日新聞	7段	2
信濃毎日新聞	7段	2
静岡新聞	7段	2
中日新聞	7段	2
京都新聞	7段	2
神戸新聞	7段	4
	5段	1
日本海新聞	7段	2
山陰中央新報	7段	2
山陽新聞	7段	2
中國新聞	7段	2
徳島新聞	7段	2
四国新聞	7段	2
愛媛新聞	7段	2
高知新聞	7段	2
西日本新聞	7段	4
	5段	1
佐賀新聞	7段	2
長崎新聞	7段	4
	5段	1
熊本日新聞	7段	2
大分合同新聞	7段	2
宮崎日日新聞	7段	4
	5段	1
南日本新聞	7段	2
鹿児島新報	7段	1
沖縄タイムス	7段	4
	5段	1
琉球新報	7段	4
	5段	1

別表第四 雑誌広告の雑誌別の頁数及び掲載回数

販売地域	雑 誌	頁 数	掲載回数
全 国	an・an	1	3
	Weekly ぴあ	1	3
	ザ・テレビジョン	1	3
	テレビガイド	1	3
	ヤングジャンプ	1	1
	ヤングマガジン	1	1
北海道	an	1	1
	DODA	1	1
	北海道Walker	1	1
		2	1
関 東	an	1	1
	Salida	1	1
	東京Walker	1	3
		2	1
	千葉Walker	1	1
	DODA	1	1
	横浜Walker	1	1
中 部	an	1	1
	東海Walker	1	1
		2	1
	DODA	1	1
関 西	an	1	1
	関西Walker	1	1
		2	1
	神戸Walker	1	1
		2	1
	Salida	1	1
	DODA	1	1
九 州	an	1	1
	九州Walker	1	1
		2	1
	DODA	1	1

別表第五 その他の広告の内容及び数量

広告内容	数量
鉄道の駅構内へのポスター掲示	289駅、649枚
電車内へのポスター掲示	37、120枚
社会保険事務所等へのポスター掲示	88、800枚
インターネット特設ホームページ	1か所
インターネットバナー広告（注1）	7か所
アドカバー（注2）	61店舗、105、000枚
アドカード（注3）	919店舗、60、000枚
レストラン卓上端末（注4）	997店舗
書店メディア（注5）	50店舗、10、000冊

（注1）インターネットバナー広告とは、ホームページの余白を利用して広告を表示するものである。

（注2）アドカバーとは、書店において無料配布する広告を載せた紙製のブックカバーである。

（注3）アドカードとは、映画館等に据え置いて無料配布する広告を載せた絵葉書である。

（注4）レストラン卓上端末とは、レストランの個別の卓上に設置された広告を表示する液晶端末である。

（注5）書店メディアとは、書店の雑誌棚の前面に設置し無料配布する小冊子である。

別表第六

	広報費用総額	広 報 の 具 体 的 内 容					
		テレビ広告	新聞広告	雑誌広告	ポスター	ラジオ広告	その他
平成11年度	195,265千円	—	中央5紙 地方44紙 スポーツ6紙	—	28,000枚	—	—
平成12年度	371,445千円	—	中央5紙 地方44紙	—	28,000枚	1,861本	—
平成13年度	705,809千円	8,078本	中央5紙	33誌1回	120,770枚	80本	インターネットバ ナー広告等
平成14年度	580,000千円	8,180本	—	8誌1回	88,981枚	3,172本	インターネットバ ナー広告等
平成15年度	1,005,994千円	4,376本	中央5紙5回 地方39紙1回 地方8紙1回 地方8紙3回 地方30紙1回	3誌1回 7誌1回 5誌3回 9誌1回	126,569枚	—	インターネット特 設ホームページ等

平成十六年四月九日提出
質問 第七三三号

社会保険庁の契約相手先企業に関する質問主
意書

提出者 内山 晃

社会保険庁の契約相手先企業に関する質問
主意書

年金改革議論の大前提として天下りの官僚を無くすということが必須である。これまで年金保険料は年金給付以外にも使われ、国民の年金制度に対する不信感を助長させてきたことは間違いない。これまで年金保険料を使って社会保険オンラインシステムを稼働させており、その適否が大きく問われている。

したがって次の事項について質問する。

一 社会保険庁が社会保険オンラインシステムに係る契約を記録管理システムでは株式会社エヌ・ティ・ティ・データと、また年金給付システムについては日本電子計算機株式会社、株式会社日立製作所の二社と結んでいる。

(一) 当該会社と契約を結ぶに至った経緯についてつまびらかにされたい。

(二) 当該会社に厚生労働省、社会保険庁からの天下りはいないのか、もしいる場合はその実態について答弁されたい。

内閣衆質一五九第七三三号

平成十六年四月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員内山晃君提出社会保険庁の契約相手先企業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員内山晃君提出社会保険庁の契約相手先企業に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

社会保険オンラインシステム(厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付、年金相談等)に使用されるコンピュータシステムをいう。以下同じ。のうち、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付等に使用される年金給付システムについては、日本電子計算機株式会社及び株式会社日立製作所と昭和四十二年四月から契約期間を一年とする契約を締結しているが、最初に契約を締結した経緯については、当時の資料が保存されていないため、お答えすることは困難である。

また、社会保険オンラインシステムのうち、厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収等に使用される記録管理システムについて

は、日本電信電話公社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）と昭和五十五年一月から期間の定めのない契約を締結しているが、最初に契約を締結した経緯については、当時の資料が保存されていないため、お答えすることは困難である。

なお、社会保険オンラインシステムについては、被保険者等の情報量が膨大であること、五年ごとに改正されてきた年金制度に対応した大規模で複雑なものであることから、一般の事業者ではノウハウがなく競争に適さないと考えられるため、社会保険業務に精通し、年金制度の改正に迅速に対応できるこれらの会社と契約を締結してきたところである。

一の（二）について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないが、社会保険庁において、一の（一）について述べた会社の協力を得て調査したところ、厚生労働省（旧厚生省を含む）及び同庁の職員で本省企画官相当職以上で退職した者のうち、当該会社に着籍しているものは、平成十六年四月一日現在で一人であるとの報告を得ている。

平成十六年四月九日提出
質問 第七六号

年金積立金の運用に関する再質問主意書

提出者 内山 晃

年金積立金の運用に関する再質問主意書

約一五〇兆円に上る年金積立金は現在、三四の金融機関で運用されている。年金積立金の運用は安全かつ効率的に行うべきことは言うまでもないが、何よりも被保険者の利益を第一に図らなければならない。

従つて次の事項について質問する。

一 三四の受託運用機関はどのような経緯で決定されたのか、答弁されたい。

二 三四の受託運用機関の運用資産額はどのように決定されるのか答弁されたい。併せて各運用受託機関の過去三年間の損益・運用実績についても答弁されたい。

三 運用受託機関の運用手数料はどのように決められるのか答弁されたい。

四 厚生労働省企画官相当職以上で運用受託機関に退職後再就職して平成一六年二月末現在在職している人が一名との回答であったが、具体的にどこに在職しているのか答弁されたい。併せて役職にかかわらず、過去三年間に厚生労働省

を退職後運用受託機関に再就職している実態についても答弁されたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第七六号

平成十六年四月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員内山晃君提出年金積立金の運用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員内山晃君提出年金積立金の運用に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの厚生労働大臣から年金資金運用基金（以下「基金」という。）に寄託された年金積立金に係る運用受託機関（以下「運用受託機関」という。）については、基金が、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定に基づき、旧年金福祉事業団から運用委託契約を承継した上、年金資金運用基金法（平成十二年法律第九号）第二十七条第一項に規定する管理運用方針等に基づき、運用を委託しようとする機関の過去五年間の資産運用の実績、投資方針、専門家の配置状況等の運用体制等を考慮して選定及

び解約し、市場への資金投入額も考慮して、運用資産額を決定している。

お尋ねの運用受託機関に係る平成十二年度から平成十四年度までの運用実績は、別表のとおりである。

三について

お尋ねの運用手数料については、基金が、個別の運用受託機関に係る運用資産額に運用手法を考慮した一定の料率を乗じて得た額を基準とし、決定している。

四について

お尋ねの厚生労働省（旧厚生省を含む。）の職員で本省企画官相当職以上で退職した者が在籍する運用受託機関の情報については、当該運用受託機関の任意の協力により得られたものであり、当該者が在籍する運用受託機関の名称については、特定の個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、答弁を差し控えた。

また、国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねの「役職にかかわらず、過去三年間に厚生労働省を退職後運用受託機関に再就職している実態」についてお答えすることは困難である。

別 表

国内債券（アクティブ運用）

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
住友信託銀行株式会社	5.30%	*	0.82%	*	4.32%	578
三菱信託銀行株式会社	5.01%	*	0.90%	*	4.29%	502
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社	5.04%	542	0.09%	56	4.05%	314
野村アセットマネジメント株式会社	5.01%	322	0.75%	131	3.92%	258
ニッセイアセットマネジメント株式会社	4.55%	*	0.39%	*	4.25%	201
シティトラスト信託銀行株式会社	9.20%	*	0.93%	*	3.75%	169
三井住友アセットマネジメント株式会社（旧三井生命「ローバ」アセットマネジメント株式会社）	5.80%	*	0.11%	*	4.55%	218
日興アセットマネジメント株式会社	4.55%	182	0.85%	21	4.23%	93
三井住友アセットマネジメント株式会社（旧住友「イノベ」アセットマネジメント株式会社）	4.75%	*	0.68%	*	4.40%	72
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社	5.11%	*	0.68%	*	4.36%	76
ドイツ信託銀行株式会社	4.62%	*	1.04%	*	3.58%	48
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	-	-	▲0.13%	*	4.15%	40
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社	4.67%	*	0.22%	*	4.64%	22

国内債券（パッシブ運用）

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
三井アセット信託銀行株式会社	3.41%	*	0.95%	134	3.76%	675
みずほ信託銀行株式会社	-	-	0.00%	*	3.60%	543
りそな信託銀行株式会社	-	-	0.90%	71	3.74%	389
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 ※	-	-	0.72%	8	2.69%	175
住友信託銀行株式会社 ※	-	-	0.73%	8	2.68%	174
UFJ信託銀行株式会社 ※	-	-	0.73%	9	2.43%	174
三菱信託銀行株式会社 ※	-	-	0.73%	6	2.36%	147

※ 平成14年2月に運用を開始したものである。

国内株式（アクティブ運用）

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
住友信託銀行株式会社	▲22.00%	*	▲17.68%	*	▲23.82%	▲1,206
UFJ信託銀行株式会社	▲25.40%	*	▲15.68%	*	▲26.68%	▲1,027
三井アセット信託銀行株式会社	▲9.51%	*	▲16.65%	▲695	▲27.80%	▲967
三菱信託銀行株式会社	▲27.87%	*	▲17.33%	*	▲22.70%	▲712
シティトラスト信託銀行株式会社	▲23.21%	*	▲17.57%	*	▲28.11%	▲692
三井住友アセットマネジメント株式会社（旧三井生命「ローバ」アセットマネジメント株式会社）	▲30.23%	*	▲22.44%	*	▲28.58%	▲691
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	▲23.01%	▲821	▲18.88%	▲450	▲26.35%	▲605
シュローダー投信投資顧問株式会社	▲23.76%	▲713	▲5.96%	▲271	▲26.08%	▲529
野村アセットマネジメント株式会社	▲25.29%	▲635	▲9.25%	▲292	▲25.72%	▲407
東京海上アセットマネジメント投信株式会社	▲35.74%	▲723	▲11.67%	▲233	▲27.40%	▲292
モルガン信託銀行株式会社	▲21.08%	▲199	▲16.55%	▲123	▲25.26%	▲156
ドイツ信託銀行株式会社	▲30.73%	*	▲20.76%	*	▲29.76%	▲148
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社	▲23.57%	*	▲19.91%	*	▲24.01%	▲62
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	▲21.73%	▲80	▲10.98%	▲48	▲24.83%	▲60

大和住銀投信投資顧問株式会社	▲18.66%	▲ 60	▲6.61%	▲ 34	▲25.63%	▲ 58
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社	▲22.68%	▲ 68	▲8.44%	▲ 32	▲27.52%	▲ 55
UFJアセットマネジメント株式会社	▲30.72%	▲ 103	▲11.65%	▲ 40	▲25.88%	▲ 50

国内株式 (パッシブ運用)

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
パークレイズ日興グローバル・インベスターズ株式会社	▲24.43%	▲ 1,665	▲22.18%	▲ 926	▲24.75%	▲ 2,516
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社	▲24.37%	▲ 1,203	▲22.31%	▲ 634	▲24.80%	▲ 2,023
みずほ信託銀行株式会社	-	-	0.96%	*	▲27.30%	▲ 1,937
住友信託銀行株式会社 ※2	-	-	3.82%	50	▲21.35%	▲ 1,224
三菱信託銀行株式会社 ※2	-	-	3.58%	41	▲24.36%	▲ 1,201
UFJ信託銀行株式会社 ※2	-	-	3.77%	39	▲21.42%	▲ 1,192
りそな信託銀行株式会社	-	-	▲21.63%	▲ 408	▲18.59%	▲ 1,107
三井アセット信託銀行株式会社 ※1	▲10.95%	*	▲15.88%	▲ 427	▲21.78%	▲ 1,091

※1 平成12年8月に運用を開始したものである。

※2 平成13年10月に運用を開始したものである。

外国債券 (アクティブ運用)

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	-	-	▲1.91%	*	8.31%	127
ビムコジャパンリミテッド	-	-	▲1.86%	▲ 12	8.59%	121
アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社	-	-	▲1.39%	▲ 11	9.17%	120
野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社	-	-	▲1.31%	▲ 8	10.88%	120

外国債券 (パッシブ運用)

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
ドイツ信託銀行株式会社 ※	-	-	0.12%	59	15.73%	953
住友信託銀行株式会社 ※	-	-	0.31%	106	10.66%	454
ステート・ストリート信託銀行株式会社 ※	-	-	0.19%	53	10.17%	456
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 ※	-	-	0.18%	*	9.56%	446

※ 平成13年10月に運用を開始したものである。

外国株式 (アクティブ運用)

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
住友信託銀行株式会社	▲13.93%	*	2.63%	*	▲31.82%	▲ 1,113
三菱信託銀行株式会社	▲10.00%	*	4.26%	*	▲32.74%	▲ 1,065
UFJ信託銀行株式会社	▲8.84%	*	2.70%	*	▲32.52%	▲ 660
三井住友アセットマネジメント株式会社 (旧三井生命「ローバ」アセットマネジメント株式会社)	▲18.65%	*	0.83%	*	▲33.94%	▲ 411
ドイツ・アセット・マネジメント株式会社	▲10.49%	▲ 93	0.62%	13	▲32.20%	▲ 234
ドイツ・アセット・マネジメント株式会社 (旧「フット・スター」投資顧問株式会社)	6.97%	41	3.30%	13	▲31.67%	▲ 203
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社	▲7.09%	▲ 43	6.09%	23	▲31.59%	▲ 185
メルリリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社	▲9.34%	▲ 59	2.23%	18	▲28.17%	▲ 149
野村アセットマネジメント株式会社	-	-	3.10%	*	▲32.33%	▲ 169
エスジー・山一アセットマネジメント株式会社	-	-	20.62%	*	▲31.14%	▲ 158
三井住友アセットマネジメント株式会社 (旧住友「フット・スター」アセットマネジメント株式会社)	▲12.26%	*	4.41%	*	▲32.14%	▲ 133

外国株式 (パッシブ運用)

運用受託機関の名称	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額	時間加重収益率	総合収益額
ステート・ストリート信託銀行株式会社	▲6.67%	▲432	9.36%	475	▲19.70%	▲3,165
みずほ信託銀行株式会社	-	-	17.06%	*	▲3.52%	▲1,446
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	▲6.33%	▲134	10.72%	241	▲12.76%	▲1,347
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	-	-	17.12%	*	▲3.52%	▲1,152
りそな信託銀行株式会社	-	-	8.50%	56	▲3.86%	▲955
ドイツェ信託銀行株式会社 ※	-	-	17.09%	226	▲27.08%	▲1,292

※ 平成13年10月に運用を開始したものである。

- (注1) 平成12年度については、旧年金福祉事業団に係る運用受託機関である。
- (注2) 平成15年度については、運用受託機関の決算が終了していないため、平成12年度から平成14年度までの実績を記載している。
- (注3) アクティブ運用とは、市場平均を上回る収益を目指す運用方法をいう。
- (注4) パッシブ運用とは、市場平均の収益を目指す運用方法をいう。
- (注5) 時間加重収益率とは、運用受託機関が自ら決めることのできない運用元本の流出入の影響を排除した収益率をいい、市場平均収益率との比較により、運用能力を評価する際に用いられる。
- (注6) 総合収益額とは、実現収益額に加え、資産の時価評価による評価損益を収支認識することにより、時価に基づく収益把握を行ったものをいう。
- (注7) 一部の運用受託機関に係る総合収益額については、資産ごとの総合収益額の算出に必要な資料を保有していないため、当該総合収益額を算出することができず、「*」としている。
- (注8) 総合収益額の単位は億円である。

(答弁通知書受領)

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出イラク復興支援において供与される警察車両に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員今野東君提出政府広報に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員吉井英勝君提出揮発性有機化合物の排出規制に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員中村哲治君提出公務員制度改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体	本号一部
一〇円	一一五円